

別紙 1

1. 除排雪機械運転員資格基準

- (1) 運転員は、道路交通法による規定する該当機械運転に必要な免許を有していること。
- (2) 運転員は前項によるほか、下記に該当する必要な資格を有していること。
 - ・必要な資格 建設機械施工技士(1種)※1 又は技能講習終了※2
 - ・実務経験年数 除排雪作業経験年数1年以上

※1 この基準において「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。

※2 この基準において「技能講習」とは、労働安全衛生規則第79条別表6に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

2. 除排雪出動作業基準

除排雪作業出動基準	
区分	出動基準
一般除雪	降雪量10 cm以上、あるいは降雪量5 cm程度で10 cm以上になると予想される場合に出動するものとする。早朝作業は、午前7時までに完了するものとする。 また、局地的な降雪等の異常時には速やかに作業を開始し、完了するようにする。
臨時除雪	施設管理者から出動要請された場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。
運搬排雪	堆雪量の増により通行障害などが発生した場合、又は発生すると予想される場合には、監督職員と協議し排雪作業を行うこと。

※1(抜粋)

建設業法施行令

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ能率的に行うために必要な技術

※2(抜粋)

労働安全衛生規則

第七十九条 法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第六のとおりとする

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	<p>一 学科講習</p> <ul style="list-style-type: none">イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識 <p>二 関係法令</p> <p>二 実技講習</p> <ul style="list-style-type: none">イ 走行の操作ロ 作業のための装置の操作
--------------------------------	---